

平成 23 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名： 日本化薬株式会社
代 表 者： 代表取締役社長 萬代 晃
コード番号： 4 2 7 2 東証第一部
問 合 せ 先： 執行役員法務総務部長 松田 好信
(電話：03-3237-8949)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 8 月 30 日開催予定の第 154 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の周知性向上および公告費用の削減を図ることを目的として、当社の公告方法を電子公告とし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行えるよう、現行定款第 5 条に定める公告方法を変更するものであります。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報の一部につき、インターネットで開示することにより、株主の皆さまに提供したものとすることができるよう、第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (3) 当社では現行定款第 16 条（決議方法）第 3 項において取締役の解任決議要件を加重しておりましたが、第 149 回定時株主総会において定款変更を行い取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮しておりますので、当該規定はその存在意義を実質的に喪失していることから、これを削除するものであります。
- (4) 取締役会を開催して決議を行うことを原則とすることに変わりませんが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、現行定款第 21 条（取締役会）に第 5 項を新設するものであります。
- (5) 上記のほか、(2) の条文新設に伴う条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
第6条～第15条 (条文省略)	第6条～第15条 (現行どおり)
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 <u>取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削除)</p>
第17条～第20条 (条文省略)	第18条～第21条 (現行どおり)
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日</p>

<p>前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>第 22 条～第 36 条（条文省略）</p>	<p>第 23 条～第 37 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 8 月 30 日（火）

定款変更の効力発生日 平成 23 年 8 月 30 日（火）

以上